

[事案 2021-71] 入院給付金支払請求

・令和4年5月26日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の生活習慣病の治療を目的とする入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

うっ血性心不全等により約6か月間入院したため、平成30年4月に契約した組立型保険の医療特約および生活習慣病特約にもとづき給付金を請求したところ、一部の入院分しか給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院全期間分の給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、生活習慣病による入院は給付日数が無制限であると聞いていた。
- (2) 医師が、後日診断書に「メタボリックシンドロームに伴う脂肪肝、高脂血症、狭心症を併発」と追記している。
- (3) 入院後半は、血管内脂肪脂質異常症、高脂血症がひどくなり、投薬治療を受けて生活習慣病が和らいだ。

<保険会社の主張>

申立人は、うっ血性心不全により3か月間入院し、本入院の前月に退院しているが、本入院時は改めて心機能検査等を行っていない上、症状の憎悪も認められず、主治医もうっ血性心不全による症状ではないと結論づけていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、約款上の生活習慣病の治療を目的とする入院に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。